広 広島海区漁業調整委員会訓令 広 広 広 広 広島県内水面漁場管理委員会訓令 島県 島県選挙管理委員会訓 島 島県教育委員会訓 島 県 監 査 島 人事委員会訓 議 会 事 委員訓 務局 訓 訓 令 令 令 令 令

第三号

選 学 海区漁業調整委員会事務局 教育委員会事務局地方機関 教育委員会事務局本庁 地 本 内水面漁場管理委員会事務局 举管理委員会事務局 校以外の 事 査 委員会事 委員会事務 委 方 員 教育機関 局 局 局 関庁 局

職員の顔写真等の取得に関する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

広 広 広 広 広島県内水面漁場管理委員会会長 広島海区漁業調整委員会会長 広島県選挙管理委員会委員長 島県 島県人事委員会委員長 島県教育 島 島 代 表 委員会教育長 監査委員 会 知 議 長 事 Ш 加 玉 平 中 藤 政 上 Ш 本 田 健 或 俊 道 理 隆 英 幸 誠 明 恵 志

職員の顔写真等の取得に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、職員の県庁舎への入庁又は執務室への入室の管理に必要な職員の顔 する。 写真及びそのデータ (以 下 「顔写真等」という。)の取得について定めることを目的と

(顔写真等の取得等)

第二条 任命権者の求めに応じ、職員は、顔写真等を提出しなければならない。

証に関する訓令(平成五年広島県訓令・広島県議会事務局訓令・広島県教育委員会訓 令・広島県選挙管理委員会訓令・広島県人事委員会訓令・広島県監査委員訓令・広島海 区漁業調整委員会訓令第一号)により作成された職員証の写真を使用することができる。 任命権者は、職員の同意を得た場合には、前項の規定による提出に代え、広島県職員

この訓令は、令和四年十二月二十六日から施行する。